

ひとり親家庭等のみなさまへ

「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得限度額を表のとおり引き上げます。

例えば、お子様1人の場合、全部支給については87万円から107万円に、一部支給については230万円から246万円に引き上げられます(所得ベースによる算定)。

全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
扶養する 児童等の数	所得制限額		所得制限額	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000
1人	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000
2人	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000
3人	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000
4人	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000
5人	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで
全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)



R6.11月分から
全部支給 **10,750円**
一部支給 **10,740円～5,380円**
(所得に応じて決定されます)

令和6年11月分の手当から所得限度額及び加算額の引上げが適用されますが、同年11月分及び12月分の手当については、2か月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

【お問い合わせ】 西原町役場こども課 子育て支援係 ☎098-945-5311

アタマジラミ症

治験参加者を募集!

頭や髪のシラミ、卵、かゆみのある方。
ご家族で参加できる治験を実施中です。

アタマジラミの治験

smt事務局(運営会社 株式会社 Buzzreach)
治験応募専用コールセンター

0120-907-902

東京都港区白金台3丁目19-1 興和白金台ビル



小顔と若返りの オリバー美容形成外科

お気軽にご相談ください。
★目の下のくま/たるみ ☆小顔脂肪吸引
二重 埋没法 まぶたのたるみ 眉下リフト
若返り 脂肪注入 小じわ 韓国リフト 二の腕 脂肪吸引 しみ そばかすくすみ
フォトイヤー トライト 肌のキメにきび 毛穴
マイクロスツクス レザ-ファイナル クリニック リング
イブ導入 ビアスあけしわ ボトックス
医療脱毛 美容内服 美容点滴 つや玉注射 たるみ 医療ハイフ
ほうれい線 ヒアルロン酸 涙袋 唇 鼻 あご 糸リフト 手汗
ほくろ 顔や首の細かいできもの CO2レーザー 皮膚腫瘍 わき汗
子供のけが 縫合 きずあと かんぱち 知りて 眼瞼下垂 逆まつげ
陥入爪 巻き爪
@ORIVER_KAWASAKI
〒901-1117 南風原町津嘉山1105-1 (2階) 南風原南におりてすぐ
電話: 098-882-7898 FAX: 098-882-7899 ☎8台完備 保険診療もっております



保育所、こども園等入所児童募集



西原町に住民票を有する世帯で、生後6か月から小学校就学前までの教育または保育を必要とする児童(保育を必要とする事由:○就労 ○看護・介護 ○疾病・障がい ○妊娠・出産 ○就学 ○求職活動等)

	区 分	受 付 場 所 等	受 付 期 間	配 布 場 所	申込書類等の 配 布 開 始 日
・保育所	新 規 転 園	こども課窓口 平日9:00~17:00 (12:00~13:00除く)	10月7日(月) ~10月31日(木) (郵送の場合は10月 31日まで消印有効)	西原町役場 こども課窓口、 西原町ホームページ	9月24日(火)
・こども園 (認定区分: 1号、2号)	継 続	オンライン申請 (LoGoフォーム) ※24時間受付可能		各園よりオンライン 申請のための QRコードを配布	

※継続とは、現在利用している保育所、こども園等を第1希望として申込みをする場合になります。

※期限を過ぎての申込みは、在園児や優先度の高い方でも待機の対象となります。

※申込みに関する詳細については入所案内もしくは町HPをご確認ください。

※町外の保育園等に広域入所として希望する方については、窓口申請となり原則上記の受付期間となりますが、事前に保育園等が所在する市町村のHP等で期限をご確認ください。

※就労証明書等は窓口申請、オンライン申請ともに必ず必要となりますので、余裕を持ってご準備下さい。

【こども園の認定区分】

認 定 区 分	開 所 時 間 等	そ の 他
1号認定(教育認定) (就労等の要件無し)	教育時間 月~金 8:15~14:00	・長期休業中等はお休みになります。 ・定員を超えた場合には抽選となります
2号認定(保育認定) (就労等の要件有り)	保育時間 月~土 標準時間 7:15~19:00 (延長保育 18:15~19:15) 短時間 8:15~16:15	・受入時間等は、保育所と同じです。

※2号認定は保育を必要とする児童が対象となり、保育所の入所選考と同様の基準で選考を行います。また、保育の必要量により標準時間と短時間の認定に分かれます。

【こども園の対象児童】

	西原東こども園 (令和7年4月開園予定)	西原南こども園 坂田こども園
3歳児(R3.4.2~R4.4.1生まれ)	×	○
4歳児(R2.4.2~R3.4.1生まれ)	○	○
5歳児(H31.4.2~R2.4.1生まれ)	○	○

※令和7年度より西原東幼稚園は、公私連携幼保連携型認定こども園へ移行します。

※西原東こども園は、園舎の関係で3歳児の受入れはありません。

西原町立西原幼稚園園児募集

- 【対象児童】 5歳児……平成31年4月2日~令和2年4月1日生まれ
4歳児……令和2年4月2日~令和3年4月1日生まれ(定員30人)
- 【受付期間】 10月7日(月)~10月31日(木)※郵送の場合は10月31日消印有効
- 【受付時間】 平日9:00~17:00(12:00~13:00除く)
- 【受付場所】 新規……こども課窓口
在園児のみ……西原幼稚園
- 【提出書類】 幼稚園入園のみの場合……教育・保育給付認定申請書兼現況届兼施設利用申込
預かり保育を併せて希望する場合(保育を必要とする事由(就労等)に該当する必要があります)
○預かり保育申込書 ○施設等利用給付認定(変更)申請書兼現況届 ○就労証明書等

【書類配布】 入園案内及び申込書類等は9月24日(火)よりこども課窓口・町HPで配布しています。

【お問い合わせ】 こども課 保育所係 幼稚園・こども園係 ☎098-945-5311
【郵送先】〒903-0220 西原町字与那城140-1 こども課 保育所係 幼稚園・こども園宛

